

年 月 日

調布市路上等喫煙に係る過料処分通知書

ふりがな		
氏名	様		
住所	都・道 府・県	区・市 町・村	マンション名 号
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話 ()		

上記の者に対し、調布市受動喫煙防止条例第14条の規定により、2,000円の過料に処します。

違反の内容	調布市路上等喫煙禁止区域内での喫煙		
違反の日時場所	年 月 日	午前・午後	時 分頃
	調布市	町 丁目	番・番地 付近
番号	—		

現金又は別に交付する納入通知書により、お支払いください。

調布市長



- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。